

平成 26 年度第3回仙台市子ども・子育て会議会議録

- 1 日時 平成 26 年 10 月 10 日 (金) 14:00～15:50
- 2 会場 仙台市役所本庁舎第一委員会室
- 3 委員出席数 委員定数 25 名
出席委員 20 名, 欠席委員 5 名
 - (1) 出席委員 本郷一夫会長, 小林純子副会長, 荒澤けい子委員, 伊藤ひろみ委員, 伊藤由美委員, 加藤真由美委員, 鎌田文恵委員, 菅野仁委員, 小林良子委員, 坂口真理子委員, 佐藤淳一委員, 塩野悦子委員, 鈴木重良委員, 瀬戸幸子委員, 千葉貴和子委員, 庭野賀津子委員, 平山乾悦委員, 村田祐二委員, 八木彌生委員, 吉田浩委員
 - (2) 欠席委員 神谷哲司委員, 今野彩子委員, 佐藤哲也委員, 中嶋嘉津子委員, 松田美彰委員
- 4 会議録署名委員 塩野悦子委員, 瀬戸幸子委員
- 5 議題
 - ・事業計画における量の見込みと確保方策について
 - ・新プランにおける施策について

議事要旨

- 1 開会
 - ・事務局より, 遅れている委員もいるが, 委員定数 25 名のうち 19 名が出席していることから, 仙台市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定に基づき, 定足数を満たし, 本日の会議が成立していることを報告。
 - ・会議の公開・非公開に関して, 公開で行うことを確認。
 - ・本郷会長より, 署名委員として, 塩野悦子委員と瀬戸幸子委員を指名, 決定。
- 2 議事
 - (1) 事業計画における量の見込みと確保方策について
 - 資料 1-1, 1-2, 1-3 に基づき, 総務課長が説明。

(質疑応答)

本郷一夫会長

今までも聞いている枠組みではあるが、なかなか1号、2号、3号の区分と、2号の中でも「教育希望が強い」と「左記以外」と分かれていて、理解するのが少し大変な部分もあるけれども、そういった枠組みの問題、それから実際の量の見込みの問題を合わせて、委員の皆様の方で、何かご質問、ご意見があればお出しただければと思う。

では、少し見ていただいている間に、私の方から確認だが、資料1-1の9ページの「量の見込みと確保方策(1)」のところで、1号、2号、3号というのが、下に説明をつけていただいているものになる。それで、1号は、満3歳以上で教育を希望する者で、3号は、内訳として「0歳」と「1・2歳」とに分かれているということである。

それから、先ほどの2号の「教育希望が強い」、これは1号の方で賄えるような数字だろうということで、「左記以外」というのと、先ほどの3号の数字を合わせたものが、いわゆる待機児童というような、そういう理解でいいということである。

吉田浩委員

こういう先のシミュレーションをするのは大好きなので、非常に興味深く拝見した。確保方策というようになっているが、確保必要量の見込みというか、確保計画というような感じがするが、例えば、予算的にどうなのかとか、方策として、もう少し具体的な裏づけのようなものは、どのぐらい準備しているのか。平成26年度だと、量の見込みに対して確保方策がある程度準備されてなければいけないと思うが、その辺りの予算面、物的な面の裏づけは、どんな状況なのか。

総務課長

資料1-1の8ページをお開きいただきたい。吉田委員がいらっしゃる前に説明をさせていただいたことと重なる部分もあるが、量の見込みに関しては、2月、3月の本会議でご議論いただいて、それに対して、どう供給を進めていくかということが、検討にあたっての基本的な考え方になる。平成27、28年度については、整備の見込みが立っているものや、計画がほぼできているもの、または、ある程度実現可能性があるものを積み上げる形で、確保方策を積算している。

平成30年度以降については、やはり無理のない、これまで過去数年間で整備してきた数や、当然、私どもがいくら何施設整備したいといっても、それを遂行する担い手の手が挙げられなければ現実的ではないので、過去の整備実績などを加味しながら、現実的な数字を積み上げ、具体的な確保策について盛り込んでいるということである。

財源については、新制度になると、消費税の財源が恒久財源として充てることのできるもので、先ほど申し上げた施設、それから施設の種類ごとに、全て積み上げる形でシミュレーションを行う中で、実現可能であろうという判断から、今回の具体的な数字を確保方策

としてご提示をさせていただいたということになっている。

本郷一夫会長

よろしいだろうか。他に何かあればお出しいただきたい。

それでは、また私の方から確認だが、資料1-1の13ページ、14ページの「認定こども園移行促進のための上乗せ枠」というのが、国の方で、こういうような上乗せ枠というのでも確保しておいてくださいというようなものだと思うが、とにかく、現時点では移行するということがはっきり決まっていなくても、検討中のものというのを上乗せ枠としてとっておいて、後で移行の意向を表明した時には、基本的にはお認めしましょうという、ある意味では、量の確保が多くても少なくても、基本的にはお認めしますよというような枠という位置づけでよろしいか。

総務課長

会長のおっしゃるとおりである。先ほどの説明と重複するが、この事業計画というのは、需要に供給が足りない場合は、基本的には、その認可要件を備えれば認可するという仕組みとなっている。逆に言うと、需要をオーバーする供給の申請があった場合は、認可しないというようにはなっていない。認可しないことができるということで、それは自治体の裁量になっているので、基本はしないというのが一つの大きな選択肢となっている。

今、会長からお話があったとおり、現在、既存の保育所、幼稚園が認定こども園になるか迷っているのだが、現時点ではいつなるというのが未定な園が、少なからずある。その方々が、この5年間のうちに認定こども園になりたいと言ったときに、先ほどの理由で、需要に対して供給がいっぱいだから移行できませんというのは、政策的にどうかという国の判断で、特別の枠をあらかじめ定めておいて、需給が仮に一致または少しオーバーしていても、この特別枠の中で認可していこうといった考え方が示されており、それに従って、今回この枠を設けさせていただきたいということである。

本郷一夫会長

少し不思議な枠のような気もするが、国の方で、そのような上乗せ枠というものをとっておいて、今すぐ決めなくても、ある程度検討していただいて移行する場合には、それを認めていきますというような枠だと思う。

量の見込みに関しては、今までの積み上げから計算されているので、あまり細かいところの議論は、それほど必要ないのかもしれないが、少し大枠での考え方、あるいは量の見込みの推計のところ、こういう要素も考えた方がいいのではないかというような、そのようなことでお気づきのことがあればお出しいただければと思う。

鎌田文恵委員

資料1-1の12ページだが、新制度に移行する意向調査の中で、幼稚園の数は、私も認識しているものなのだが、保育所というのは私立、公立に関わらず、施設型給付に全部なるということか。これは強制か、それとも任意か。

総務課長

今回の新制度の移行にあたっては、いわゆる認可保育所に関しては、公立はある意味強制的に、自動的に移ることになる。ただ、私立については強制ではない。だから、法律上は、認可保育所が新制度に移らないという選択肢もある。ただ、前々回ご議論いただいたが、認可を受けても、給付を受けるには、確認を受ける必要がある。つまり、給付を受けるための確認を受けないと、お金がもらえない。認可されてもお金がもらえないという状態は、法律上はあり得るが、認可保育所にとって、その選択肢はないだろうということで、事実上、新制度に移る。しかも、これも意向確認の結果、全て移ることを確認している。

鎌田文恵委員

ちょっと今の確認を受けるというのが、理解できないのだが。

総務課長

現行制度は、認可保育所の場合、認可イコールお金を助成するという仕組みになっているが、新制度は二段階になっており、認可を受けた上で、さらに運営にあたってのルールを定め、それを市町村が確認して、確認を得た場合、給付、つまりお金を支払うというような二段階の仕組みに法律上はなっている。

したがって、確認を受けなければお金はもらえないけど、認可を受けて、認可保育所として存在はするという、これはあくまでも法的な机上の話なので、現実的には、今回の意向調査でもそういうところはなかったもので、全て移るということになっている。

吉田浩委員

認可と確認はまた別なのか。

総務課長

別の行為になっている。ただ、ここで対比されるのは、幼稚園だと思う。幼稚園は、新制度に移らなくとも、現在の私学助成が継続されることになっている。だから、新制度に移るか、このままでいるかという選択肢があるという意味では、幼稚園と保育所では、新制度において違った状況になるということである。

鎌田文恵委員

そうすると、保育園の方は、施設型にならないければ、国からの補助金はないということか。

総務課長

認可保育所であればそうである。

鎌田文恵委員

ということは、全部受けろということか。受けなければ、お金が来ないんだったら、受けなければならぬ。それでは、受けても受けなくてもいいというような表現はおかしい。公立、私立に関わらず、こうなってくださいと言う方が、本来の姿ではないのか。選択肢があるということは、やはり私学助成と同じように、比率は違うかもしれないけれども、助成のあり方というのは存在するのではないのかと思うが。

総務課長

私のお答えの仕方が悪いのかもしれないが、必ず移らなければならないかという問いに対してであれば、それは100%絶対ではないという意味合いで、認可保育所に限ってはそういう二段階になっている性質上、認可を受けた上で確認を受けなければという意味で申し上げた。

吉田浩委員

すみません。今に関して、認可を受けて確認を受ければ、認定こども園にならなくてもいいのか。お金をもらえるのか。認可と確認がよく分からないのだが。認可を返上することは、普通はないと思うが。

鎌田文恵委員

そうすると、それを返上して認定こども園になるということか。

吉田浩委員

認可と確認は表裏一体なのか、ばらばらなのかがはっきりしない。

鎌田文恵委員

その辺りがちょっと曖昧で、分からないのだが。

総務課長

認可と確認は法律上は別行為になる。例えば、認可保育所だと、児童福祉法の要件を満

たしているか否かという判断に基づいて認可するということになる。一方で、その認可保育所が、今回子ども・子育て支援新制度において、お金をもらうため、つまり給付を受けるためには、子育て支援法という別の法律に基づいて、一定の要件、例えば秘密の保護といった、運営にあたって、利用者に対して事前にきっちり説明するとか、そういう形式的な要件を具備しているか否かという書類を出していただき、それを市町村が、間違いなく運営できるということを確認の上、給付の対象にする。

つまり、認可と確認は別の法律に基づく別の行為で、実務上は、これらは連動して一緒になされると思うが、法律上を問われれば、そのように私の方からお答えするという事になってくる。

本郷一夫会長

もう一度確認すると、この資料1-1の12ページの表を見ると、保育所は保育所そのまま施設型給付を受けるものと、保育所の中から認定こども園に移るものがあるという理解でいいだろうか。ただ、保育所が全部認定こども園になるわけではなく、保育所は保育所そのままというのが圧倒的に多いのだけれども、お金の出方が、今みたいな二段階になるということか。二段階というか、施設型給付というような、一体として認可されてお金も自動的に出るような形の施設に移っていくというのが、基本的なもので、それになりたくないという理由がどこにあるのか、制度的には非常に難しいが、一応、形の上ではそのようなものも用意はしているという、その程度のものだということだろうか。

なので、認定こども園になる所は、保育所の方は非常に少ないと。施設型給付の保育所に移っていくという、そういうような表だというように理解すればいいということだろうか。

分かりづらいところかと思うが、今、議論の中で、保育所が認定こども園に移るのかということも出てきたようだが、必ずしも、保育所が全部認定こども園になるというわけではなく、保育所は保育所のまま。お金の出方が、ここでいう施設型給付という形になるという理解かと思うが、それでいいだろうか。

吉田浩委員

ということは、組織や法人のあり方を特段変更しなくても、スライドしていくということか。ただラベルが変わるだけであって、再審査を一から受けて、法人のあり方が全て変わるということではないと。

総務課長

現に今ある認可保育所等については、みなし確認といったような手続において、そのまま新制度における給付、お金をもらえる対象になるという、事実上はそういう手続になる。

本郷一夫会長

よろしいだろうか。なぜこのような形に変わるのか、変わることのメリットは何かというのが、今一つ見えづらいところはあるが、法律的にはそういうような形に変わっていくというようなこと。ただ、実態としては改めて一からの審査や認可のための審査のやり直しが行われるわけではないというようなことのようなのだ。これは、いわゆる量の確保というよりも、制度そのものの枠組みの理解に関わることかと思う。

それでは、事業計画における量の見込みと確保方策という基本的なところをお認めいただいたところで、続いて議事の2番目の新プランにおける施策についてということで、事務局の方から説明をお願いしたい。

(2) 新プランにおける施策について

資料2-1, 2-2に基づき、総務課長が説明。

(質疑応答)

本郷一夫会長

詳しい資料は、資料2-2に、各目標ごとの一覧のような形で載っているものだと思う。今は、新プランの中心的な、あるいは新規の施策について、基本目標ごとに説明いただいた。

今、ご説明があったように、次回の会議で新プランの中間案の取りまとめを行って、その後、12月中旬から下旬ぐらいにパブリックコメントを実施し、それを踏まえて、この会議で最終的な案を確定するというような手順である。今日は、次回中間案として取りまとめるための前段の議論ということになるかと思う。

資料2-2には、かなり膨大な事業が入っているので、主に資料2-1の部分について、必要があれば資料2-2のところで挙げられている事業についても、ご意見あるいはご質問等をいただければと思う。

小林純子副会長

資料2-1の8ページの「せんだい妊娠ほっとライン」についてだが、担当が子育て支援課ということで、新規事業として取り組まれるのはとてもいいと思っている。ただ、「妊娠」という言葉が入っているので、学校に対してカードを配れないことがあったということや、以前お話しした記憶があるが、そういう意味では、教育関係との連携が必要だと思う。本当に、子どもたちに知識を与えるのと、困った時に相談するという点に関しては、この性の問題というのは、非常に相談しにくい部門であるので、そこのハードルが低くなるように、何か分かりやすく、広く伝えられるような方策をとれるようにしていただければと思う。

それから、放課後の児童の健全育成と児童館事業について、仙台市はとても大変だろう

と思っている。段階的な数値目標を出していただいたが、やはり子どもたちが増えていくと、それだけ環境的には厳しいものが出てくるので、先ほどの基本的な考え方で、サテライトや小学校の余裕教室等を活用するというようなことは打ち出されているが、その対応にも少し限界があるのではないかと思ったりする。その辺りをどのようにお考えになっているのか、もう少し詳しくお聞かせいただければと思う。

最後にもう一点、ご説明にはなかったのだが、資料2-2の1ページの(1)の②安全・快適な環境の確保・充実というところで、市営住宅への子育て世帯の優先入居の取り組みを進めるということなのだが、かつて鶴ヶ谷あたりで実施されていたように思うのだが、何年か経って、どのような状況なのか。また、割合として、全体の住宅の中のどのぐらいの割合を子育て世帯が占めていくようになるのか教えていただければと思う。

子育て支援課長

まず一点目の、せんだい妊娠ほっとラインに関して、教育との連携が大事というお話だったが、それについては、私どももそのような認識でいる。なかなかカードの配布が難しいという状況はあるが、この辺りについては、学校側と話し合いをして、できるだけご協力を賜れるように努めていきたいと思っている。

二点目の、放課後児童健全育成事業に関してだが、利用者が増えていくと、既存施設での対応が難しくなるというお話は、そのとおりである。その量を確保するために、先ほどご説明した、学校の余裕教室の活用、これも従来に増した形でご提供いただくように、教育委員会とお話させていただきたいと思っている。また、学校の敷地内に、新たにプレハブ等を建てさせていただくことも含めて考えている。それだけでは十分とは言えない部分が多々あるので、例えば、民間の建物をお借りしたり、また、民間の児童クラブに利用のニーズの増加の部分について担っていただくような制度設計、補助金の充実等、そういうことを複合的に行って、何とか量の確保を図っていきたいと考えている。

総務課長

市営住宅の件については、都市整備局で担当している関係で、正確でない部分もあるかもしれないが、私どもで把握している範囲において、お答えをさせていただきたいと思っている。

子育て世代の市営住宅への優先入居というのは、大きく分けて二つの目的、ねらいがあって行っていると理解している。

一つは、当然のことながら、子育て世帯が教育費等に相当の経済的負担がかかる中で、比較的低廉な料金で入れるので、そういった経済的な支援の意味合いと、それから、高齢化が進行する中で、市営住宅団地の中に子育て世帯が入ることにより、高齢者との融合というか、コミュニティの活性化といった意味合いも含めて、一般の募集の中で、抽選の優遇措置をしているというのが一点、それから別枠で子育て世代のみの募集をしているとい

う、こういった取り扱いをしているところである。

平成 25 年度の実績では、277 戸がこういった措置によって市営住宅に入居しており、50 件程度のご家庭が、特別に子育て世代を対象に募集した枠の中で入所しているといった状況を把握している。

荒澤けい子委員

資料 2-2 の方で、三点ほどお聞きしたいことがある。一点目は、11 ページの 53 番の「幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策」で、対象者は幼児だけになってしまうと思うが、この枠を小学生に広げていただくことが可能なかどうかということを確認したい。というのは、うちの娘が、震災以来 2 年ぐらい、夜になると骸骨が出る夢を見るというのが続いていたのだが、ここ 2 年ぐらい落ち着いていたのがまた始まったので、幼児に限らず、やはり小学生でもそういうお子さんはいると思うので、対象者がどれぐらいのもので、どういう内容なのかということを確認したいと思った。

二点目が、16 ページの 112 番の「乳幼児健康診査未受診者対策」で、受診されていない方というのは、やはり何か心に引っかかっている部分があって受診されないと思うので、必要に応じて支援するという支援方法が、具体的に決まっていれば教えていただきたい。他県で、絵本をプレゼントしたら、受診率がすごく上がったというのをテレビで見たのだが、そういう具体的な方策が決まっていれば教えていただきたい。受診率が上がれば、虐待の恐れのある親御さんを把握する数も格段に上がると思うので、そちらにもつながるのではないかと思った。

三点目が、21 ページの 170 番の「事故予防対策の推進」で、子どもの事故予防の教材配布についてどのような内容のものなのか。以前、のびすくで子どもの事故についての講座を受講した時に、今日出席されている市立病院の村田委員からも、大体同じような事故の子どもが担ぎ込まれるということを知った。それであれば、その内容を誰が見ても分かるような冊子にさせていただいた方が、そういうトラブルというか、受診する率も低くなるのかなと思ったのと、それに伴った乳幼児向けの、どういう時期に病院に受診したらいいのかという冊子集みたいなのがあると、初めてお子さんを持った方が、むやみに救急に駆け込まなくなるのではないのかなと、以前から思っていた。そういうものも併せて、乳児のお宅を訪問する時に渡していただけると、例えば、小児科病院の輪番事業とかも、来なくてもいいようなお子さんが来ている場合が結構多いので、そういう方が来ない、回数も減らせるということにもつながるのではないかと思っていた。うちの娘はアレルギーがあって、夜、症状が出て急いで行ったときに、普通に元気に走り回っているお子さんがいっぱいいたことがあった。そういう中で、うちの娘がすごく急いで行っているのだが、なかなかそこですぐには診てもらえないということがあって、気軽に行けるから行っている方というのも、結構多いような感じがした。なので、どうしても緊急性がある方がすぐ受診できるという医療体制も、安心して子育てをできる基準になると思うので、その辺りも整

えていただけると助かると思った。

子育て支援課長

まず一点目は、幼児健康診査等に併せて行う心のケアを小学生に拡大できないかというお話だったと思う。縦割りと言われてしまうところではあるが、小学校の部分については、教育委員会の方で対応している。小学校においても、カウンセラーが各学校を回って、そういった心のケアの対応をされている。したがって、小学校でも、一定程度の対応はされていたのではないかと認識している。

本郷一夫会長

すみません。今、53番の「幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策」というのは、幼児健康審査だから、3歳6か月健診に限定しての話だろうか。先ほどご説明いただいたものは、この事業の中には入らないだろうと思うが、小学生に対するこのような事業に該当するものが、この一覧の中にあるのか、ないけれども実態として何かやられているという情報があれば教えていただければと思う。

総務課主幹

事務局より補足する。小学校、中学校等で心のケア推進事業というのをやっており、このプランでも9ページの25番に「心のケア推進事業」とあるが、これは、今申し上げたスクールカウンセラーの配置事業によるもので、これが本プランの位置づけということになる。

本郷一夫会長

では、小学生に対しては、25番の事業で対応しているということである。それについて、また何かあるかもしれないが、続いて先ほどの、他のものについてお願いしたい。

子育て支援課長

二点目は、16ページの112番の「乳幼児健康診査未受診者対策」に関してのお話だったと思う。この未受診者対策としては、健診にいらっしやらなかったご家庭に対し、その後電話、もしくはお手紙等を差し上げて受診を勧奨し、それでもお受けにならないような場合に関しては、家庭を訪問させていただき、未受診の方のフォローというか対策を講じている状況である。

他県の事例ということで、絵本を差し上げるようにしたら受診率がアップしたということで、そういったことはというお話だが、私どもとしては、従来から実施している未受診者対策を引き続き実施していくことで、受診率のアップとその後のフォローを図ってまいりたいと考えている。

先ほど、少し言葉が不十分だったが、連絡がとれなかった場合には、個々のご家庭を保健師が訪問して対応している状況でもある。

三点目が、170 番の「事故予防対策の推進」について、具体的にどういったものを配布するのかということである。内容については、本日いただいたご意見も参考にして、今後検討させていただきたいと思っている。併せて、どういう時に病院に行ったらいいのかというような、事例集みたいなのというようなお話があった。こちらについては、ご提案のご主旨等を検討させていただきたいと考えている。

冊子に関して申し上げますと、「たのしねっと」という冊子を妊娠された場合、そして出産された場合の新生児訪問の際にお渡ししており、そちらの方に一定程度事例は書いてあるかと考えている。どういった時にどういう病院に行くべきかというようなご提案については、少し検討させていただきたいと考えている。

坂口真理子委員

そもそもの資料 2-2 の見方なのだが、事業名のところに星印がついているのは新規事業というのは分かったが、括弧書きで「(再掲)」と書いてある。その意味がよく分からなくて、再掲と書いてあっても新規事業の星印が書いてあるものもある。例えば、159 番は、再掲の横に星印もついていたたり、162 番もそうなのだが、見方をまず教えていただきたいというか、確認させていただきたい。

総務課長

再掲というのは、事業は 1 つの目標や施策体系を実現するための施策ではなくて、やはり複数のことを実現する、施策の効果がまたがる施策になっている。ピンポイントでこの目的のためにこういう施策を行うものが 1 つであれば、そこだけに掲載するのだが、その施策が複数の効果を及ぼす場合は、各々のところに同じ事業をもう一回書いているということから、再掲としている。

その最初のところに書いたものが新規事業という位置づけであれば、再掲のところも、当然のことながら同じものをそのまま載せている関係上、新規事業という位置づけで、黒の星印をつけている。

本郷一夫会長

実際のところだと、159 番の事業が 109 番にも出てくるということだろうか。109 番のところでも最初出てきて、それは基本目標 1 の (6) の支援を要する子どもへの対応のところでも出てくるが、基本目標 2 のところの (1) のところにも、159 番として出てきているので、再掲となって、新規事業には変わらないので、星印がついている。場合によっては、再掲でいくつか出てくるようなこともあるかもしれない。より丁寧には、再掲で、どこに出てきていたというのが分かると、どの部分と関係があるのかということも分かるかもし

れないが、見方としてはそのような見方だという説明かと思う。

坂口真理子委員

今までもあった事業が、この星印ではない部分なのだが、それが去年までと何か変更されたとか変わったとか、より良くこういうふうに変えたんですよみたいなところは、ここからは読み取ることができるのか。何かそういうものがあって、仙台市の取り組み方の姿勢が分かるかと思ったのだが。

総務課長

今の坂口委員のご意見に対しては、私どももそのように思っているのですが、この事業全般をもう一度見る中で、同じ事業は継続して行うものであっても、前に比べて視点や事業を拡充しているといったようなことがあれば、その表現も含めて検討してまいりたいと思っている。

塩野悦子委員

資料2-2の16ページ、118番の「多胎児等を育てる保護者のための教室等の実施」ということで、星印がついているものがあつた。私も多胎児の親で、実際多胎児の親の支援も一緒に行い、本年度仙台市の多胎児の自助グループの皆様と結集して、多胎児ネットのような、そういう情報発信などをするサポートシステムを作ろうとしている。これを発見したのは、非常に嬉しいことだと思つたが、こういう情報提供もまたぜひいただきたいと思っている。

質問は、そこに双子・三つ子、低出生体重児等を育てるといふ、「等」の中に、色々なものがあるとは思ふが、双子・三つ子は低出生体重児になる可能性は高いのだが、双子・三つ子ではなくても、低出生体重児の方もたくさんおられるので、違う対象者が混在しているようにも思われる。その辺りについて、もう少しご説明をいただきたいと思っている。虐待リスクファクターとしての存在だとは思ふが、お教えいただけたらと思う。

子育て支援課長

基本的には、育てにくさ、お子さんを育てることに負担をお持ちの方、そういった方に対してサポートするような、そういった教室という意味合いである。なので、育てにくさを感じるお子さん全般を含めて、この「等」の中に含めていると考えている。

本郷一夫会長

よろしいだろうか。一応表記上は「双子・三つ子、低出生」というので、分けてあるような形にはなっているということである。

私の方から、今見ていて、表現をご検討いただければと思うが、3ページの(6)②に、

「障害などを抱える」という表現があつて、施策の中の説明では「障害を有する」という表現があつたり、「障害がある」という表現があつたりする。最近では、「障害がある」という表現が使われることも多いようなので、施策が違つても、表記が統一されていると分かりやすいのではないかと思うので、可能な部分について、表記を少し見直していただいて、統一ができる部分については統一していただいた方がいいかなと。今すぐでなくて構わないので、ご検討いただきたい。

伊藤由美委員

先ほどの荒澤委員から出た意見の補足だが、うちも中学校と高校に子どもが行っているのだが、虐待に関しても、親に対する反論に関しても、もちろん心理的なカウンセリングに関しても、結構色々なところでサポートしてくれるらしく、お家の人には内緒で電話ができるよという名刺サイズのカードを1年間の中で、学校から3回も4回も持ってくる。恐らくこの資料の中には出てなくても、教育委員会やNPOがバックアップしてくれて、学校でそれを子どもに渡してくれるような事業は行われているのだなというのを、さっき聞いていて実感したので、もし今後の検討事項であれば、そういうことも実施しているということを頭に入れていただくと、あまり新しく探す必要はないのかなと感じた。

あと、112番の「せんだい妊娠ほっとライン」の件だが、先ほど小林先副会長から、「妊娠」という言葉が入っていると、学校でカードを渡せないというお話が出た。私は、やはり中学生の子どもには、うちは男の子なのだが、もちろん男の子にも分かってほしいし、そういう言葉が入っているからこそ、さっき申し上げたカードみたいに、若くして妊娠する子は、恐らく健診も行かないし、親にも言わないという問題を抱えていると思う。たまにニュースで、トイレで生まれてしまったとか、友だちの家で生まれてしまったとかというのは、おそらくこれから増えるであろう出来事だと思うので、教育委員会と併せて、子育て支援の分野からも、子供未来局辺りが検討して進めていただけると、女の子だからとか男の子だからという時代ではもうないと思うので、その辺りもちょっとつけ加えていただけたらと思った。

それから、例えば、土日や放課後ケアの場所の確保がとても問題になっているみたいである。うちの子どももぎりぎり児童館に行かせてもらっていたのだが、やはり3年生以降はどこも行き場がないと。あと、今ちょっと見直されてきているのは、中学生ぐらいで、果たして塾とかに行かせるのがいいのか、自宅で学習させるのがいいのかということで、結構親の間では論争になっていたりするのだが、とにかく小学校3年生以降ぐらいは放課後の居場所がない。とにかく家しかないという、そういう子どもがとても増えているような気がしている。

なので、時々自分の地域を見て思うのだが、小学校や中学校の空いている教室は、もちろん安全だし、そのまま授業が終わって行けるということもあるので、メリットも非常に多いと思う。一方で、私が今仕事をしているところが、障害のある方が就労しているところ

るのだが、3時ぐらいになると施設が空っぽになるという現象があり、かなり広さやバリアフリーの面で、様々なことで対応している。そういった社会福祉法人やNPOの方が、ハード面のクリアした施設を持っているというのは実感しているところである。

私も子どもが小学校の時に、放課後教室を貸してくださいということを校長先生に言ったが、「なかなか教育委員会の許可が下りないんだよね」という話を何度もされて、実は困ってしまった。「体育館も教室も貸したいんだよ、俺は」と言っていたが、書類的な面や色々な資格を持った人が揃わなければ駄目といったことで、なかなかハードルは高かったので、逆に言えば、そういった一般的に地域にあるNPOや法人等を使うというのも一つの手なのかなと思った。

そうすると、例えば、小さく生まれたり、障害を持って生まれたり、成長の段階でちょっとした生きづらさを持っている子どもたちも利用しやすくなるのかなと実感しているので、そういったことを考えていただければなと思った。

とりあえず、中学生以上のケアもきちんといただいているので、よろしくお願ひしたい。

本郷一夫会長

何点か、NPOとの連携なんかができるような部分については、そういうところも踏まえたようなところがあってもいいのではないかということ。あとは、先ほど出た、115番の名称のところは、小林副会長のお話しにもあったが、とりわけ「せんだい妊娠ほっとライン」というのは、非常に分かりやすいのだけれども、少し分かりやす過ぎて、なかなか使い方が難しいかもしれないというようなご指摘かもしれないので、もしこの括弧の中が少し工夫できるのだったら、もう少し直接的ではないようなものの方が、利用しやすいかもしれないというような、そういったご意見かと思う。加えて、施策そのものというよりも施策の運用に関してのご意見をいただいたのではないかなと思う。

それでは、今日いただいた意見をもとに、記載の分かりやすさや用語の統一、それから名称について、可能であれば、少し括弧の中の部分の変更の可能性を事務局の方でご検討いただいて、次回中間まとめ案をもう一度検討することになるので、その時に、今日いただいた意見なども含めてもう一度検討し、新プランの中間案として取りまとめたいと考えている。

3 閉会

閉会にあたり、事務局より、次回は12月2日（火）午前9時30分からの予定であることを連絡。

以上

会議録署名委員

塩野悦子



会議録署名委員

瀬戸幸子



